

○厚生労働省告示第百六十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。ただし、平成二十三年五月十九日までに製造販売された乾燥抗D（Rh_o）人免疫グロブリンについては、なお従前の例による。

平成二十三年五月二十日

厚生労働大臣 細川 律夫

医薬品各条の部乾燥抗D（Rh_o）人免疫グロブリンの条5・1の3を次のように改める。

3. D（Rh_o）因子で未感作のRh陰性の女性に対し、分娩後、流産後、人工妊娠中絶後、異所性妊娠後、妊娠中の検査・処置後若しくは腹部打撲後72時間以内又は妊娠28週前後に投与する旨